

# マイナンバー（個人番号・法人番号）の 記載と提示書類のお知らせ

## 1 マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

申告の手引き P11（申告書の記載要領）をご参照いただき、個人の方は 12 桁の個人番号を、法人にあっては 13 桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。

※マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。

## 2 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。窓口で提出する場合は、以下の確認書類を提示してください。なお、郵送により提出する場合は、以下の確認書類の写しを同封してください。

※電子申告（*eLTAX*）で申告書を提出する場合、本人確認資料の添付は不要です。

※法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

### （1）本人が申告書を提出する場合

	番号 確認資料 (いずれか1種類)	+	身元 確認資料 (いずれか1種類)
窓口・郵送	マイナンバーカード（裏面） ※1 通知カード ※2 住民票（個人番号が記載されたもの） 等 ※ 郵送の場合は写しを提出		マイナンバーカード（表面） ※1 運転免許証 旅券 等 ※ 郵送の場合は写しを提出

※1 本人が申告書を提出する場合、マイナンバーカードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

※2 通知カードについては、令和2年5月25日に廃止されました。通知カードの記載事項が住民票の記載事項と一致している場合は、番号確認資料として引き続きご利用いただけます。

### （2）代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号 確認資料 (いずれか1種類)	+	代理人の身元 確認資料 (いずれか1種類)	+	代理権 確認資料 (いずれか1種類)
窓口・郵送	本人のマイナンバーカード(裏面)の写し ※1 本人の通知カードの写し ※2 本人の住民票(個人番号が記載されたもの)の写し 等		代理人のマイナンバーカード(表面) ※1 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票 等 ※ 郵送の場合は写しを提出		税務代理権限証書 委任状 等 ※郵送の場合は写しを提出